

税の特集

各税(保険料)の最初の納期までに納付書を送付します

やはり税金の通知書となる
と嫌なものです。安平町の
行政を進めるうえで、税は貴
重な自主財源。どうかご理解
のうえ、納税にご協力をお願
いします。

また、何か事情があり納税
にお困りの方は相談に応じま
すのでお気軽に税務課へお越
しくください。

なお、納税通知書をご覧に
なった際、納得できない・間
違って、と感じられるこ
とがあるかと思えます。その

際は、納税通知書を受け取っ
た日から60日以内に町に対し
て異議の申し立てをすること
ができます。

減免について

リストラ・病気・災害など
により、昨年より著しく所得
の減少した方には減免申請を
お勧めします。ただし、著し
い所得の減少の場合、対象と
なるのは前年の所得が400
万円以下(収入で560万円
以下)の方に限られ、資力や
生活困窮からの回復見込みに
より生活に支障がないと認め
られるときには、減免に該当
しない場合がありますのでご
承知おきください。

いずれにしても、何らかの
理由により納税が困難な方に
なり納税相談されるようお願
いします。

住民税

住民税は、1月1日現在の
居住地で課税されます。
この税は所得割と均等割か

ら成り立って
おり、所得割、
均等割ともに
ある一定以上
の所得がある
方について課
税されます。なお、前年中に
退職されていても、住民税は
前年の所得(退職に係る分は
除く)に対して課税されます
のでご注意ください。



住民税の年金からの特別徴収が始まります。

今年10月から住民税の年金
からの特別徴収(年金天引き)
が始まります。

この制度の対象となるのは、
4月1日現在65歳以上の公的
年金の受給者で、前年中の年
金所得に係る住民税の納税義
務のある方です。ただし、介
護保険料が特別徴収されてい
ない方や、平成21年度の特別
徴収税額が年金の額を超える
方については特別徴収の対象
にはなりません。

この制度は10月開始となり
ますので、平成21年度の税額
の半分については6月及び8

月に普通徴収(納付書で直接
納める方法)で納めていただ
くこととなります。

また年金以外の所得に係る
住民税については従来どおり
普通徴収で納めていただきま
す。

いずれにしても、6月中旬
までに納税通知書が送付され
ますのでご確認ください。

国民健康保険税



平成21年度国民健康保険税
の課税限度額が改正され、こ
れまでは最高68万円でしたが、
今年から69万円になりました。

内訳は、医療分が47万円、
後期支援分が12万円、介護分
が9万円から
10万円に引き
上げられまし
た。この改正
による税率
(所得割、資産
割、平等割、均等割)の変更は
ありません。

特別徴収(年金天引き)対
象者の方については申し出に
より口座振替に切り替えるこ
とができます。申し出の際は

固定資産税

固定資産税は、1月1日現
在で固定資産(土地・家屋・
償却資産)を所有している方
に対して課税されます。

納税通知書は7月上旬に発
送します。

昨年とは状況が変わらない
はずなのに税額が昨年より高
くなった方

これには、主に二つの要因
が考えられます。土地の課税
標準額が上がったか、新築住
宅の軽減が受けられなくなっ
たかです。

土地の課税標準額が上がっ